

# 南外支所からのお知らせ

作成日 平成21年 9月16日  
 作成者 大仙市社会福祉協議会 南外支所  
 大仙市南外字松木田119番地  
 (ぬくもりの郷内)  
 電話 0187-74-2097  
 ファックス 0187-74-2081

## ぬくもりサークル

高齢者同士が顔を合わせ、さまざまな活動や話を通じて顔見知りや友人になり、地域でお互いに助けあい・支えあう気持ちを持てるようにとふれあいサロンを開催しています。

介護予防拠点施設“ぬくもりの郷”を利用される方は誰でも自由に参加できます。

☆ 毎回午前10時～ 参加無料

ご近所・ご友人などお誘いのうえ、気軽に参加してください。



### 9月

| 日時  | 内容       | 日時  | 内容       |
|-----|----------|-----|----------|
| 16日 |          | 1日  | 手おどりサロン  |
| 17日 | 手おどりサロン  | 2日  |          |
| 18日 |          | 3日  | 休館日      |
| 19日 | 休館日      | 4日  | 休館日      |
| 20日 | 休館日      | 5日  |          |
| 21日 | 休館日      | 6日  | 囲碁・将棋サロン |
| 22日 | 休館日      | 7日  |          |
| 23日 | 休館日      | 8日  |          |
| 24日 |          | 9日  | 手芸サロン    |
| 25日 | 手芸サロン    | 10日 | 休館日      |
| 26日 | 休館日      | 11日 | 休館日      |
| 27日 | 休館日      | 12日 | 休館日      |
| 28日 |          | 13日 |          |
| 29日 | 囲碁・将棋サロン | 14日 |          |
| 30日 |          | 15日 | 手おどりサロン  |

### 10月



## 各種無料相談所の開設



### ◎一般的な相談 ※お気軽にご相談ください

『心配ごと相談所』

開催日：毎月第2・第4水曜日  
 午後1時～

開催場所：南外コミュニティーセンター

『電話・訪問相談』

相談時間：土日、祝日、および12月29日～  
 1月3日をのぞく  
 午前8時30分～午後5時15分

場所：大仙市社会福祉協議会南外支所  
 (大仙市南外字松木田119)

電話番号：0187-74-2097

ファックス：0187-74-2081

### ◎専門的な相談 ※予約が必要です

『支所巡回法律相談』

開催日：9月24日(木) 午前10時～  
 開催場所：南外コミュニティーセンター

『弁護士による法律相談』

開催日：毎月第2木曜日 午前10時～  
 (11月は開催されません)  
 開催場所：大仙市大曲福祉センター  
 (市営住宅 笑の口団地1階)

『司法書士による土地・家屋・相続相談』

開催日：奇数月の第4金曜日  
 午前10時～

開催場所：大仙市大曲福祉センター



# 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは、日常生活上の判断が弱まってきた高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方が、住みなれた地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続き、金銭管理、書類の預かりなどをお手伝い（援助）する事業です。



## 《利用できるサービス》

- 福祉サービスの情報提供、利用手続きサービス
- 福祉サービス利用料などの支払いサービス
- 通帳・証書などの書類の預かりサービス



## ◎【相談】から【援助開始】までの流れ

- 【相談】 ※相談は無料です。
  - ・最寄りの社会福祉協議会各支所へご相談ください。
  - ・相談内容の秘密は厳守いたします。
- 【訪問】
  - ・大仙市社会福祉協議会の専門員がお困りのことなどをお伺いします。
- 【支援計画作成・契約】
  - ・本人の意向を確認しながら、専門員が支援計画を作成します。
  - ・その計画を承諾いただければ、大仙市社会福祉協議会と契約を結びます。
- 【援助の開始】
  - ・契約に基づいて、生活支援員が援助を行います。



## ◎援助利用にかかる費用について

- 1回の援助につき2時間以内 1,500円、それ以降1時間ごとに750円を加算

## 赤い羽根共同募金運動

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

みなさまには毎年、たくさんの温かいご支援・ご協力をいただき、ありがとうございます。

共同募金は主に、市町村社協が実施する在宅福祉サービスや、ボランティアの育成、児童の事故防止、青少年の健全育成などに活かされたり、介護施設などの設備・備品・サービス充実に活用かされています。

また、国内の被災地への義援金の一部としての役割も担っています。

募金ボランティアへのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

運動期間 10月1日～12月31日

## 悪徳商法にはご用心！

押し売りや振り込め詐欺などが毎日のように新聞を騒がせていますが、悪徳業者はあの手の手を使ってきます。

悪徳業者への対処4つの心得は・・・



- ウ 業者の言う事をうのみにしない
- ソ おかしいと思ったら誰かにそうだん
- コ いらぬものはキッパリことわる
- ケ その場ですぐにけいやく（契約）しない

ウソコケで身を守ろう！ だそうです。

悪徳業者は高齢者などを中心に狙ってきます。ご近所で声を掛けあうなどして、防犯を心がけてください。



◎悪徳商法について相談したい時は

秋田県生活センター

電話 018-835-0999 まで